よくある質問【登録者証】

番号	Q	А		
	特定医療費(指定難病)受給者証と登録者証は何が違うのか。		特定医療費(指定難病)受給者証	登録者証
		対象者	以下の2つの要件の <u>いずれか</u> を満たす者	厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準</u>
			① 厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準及</u>	を満たしている者。
			び重症度基準を満たしている者。	
1			② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は	
			満たしているが、重症度基準を満たしていな	
			い者で、申請月以前の 12 ヶ月以内に、その治	
			療に要した医療費総額が33,330円を超える月	
			が3回以上あること。(軽症高額特例)	
		有効期限	原則 1 年以内	なし
			(申請月によって1年6か月以内)	
		活用方法	・指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該	・特定医療費 (指定難病) 受給者証と異なり、
			指定難病に付随して発生する疾病に関する医療を	医療費の助成は受けられない。
			受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定	
			難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成さ	・障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口
			れる。	で医療受給者証を提示することで、サービス
			・障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療	の対象となる指定難病患者かどうかを確認
			受給者証を提示することで、サービスの対象となる	し、当該申請に係る診断書が不要となる。(※
			指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診	各支援によって異なります)
			断書が不要となる。(※各支援によって異なります)	
2	現在、特定医療費(指定難病)受給者証を所持しているが、登録者証の申請は必ずしなければならないのか。	いいえ。登録者証の申請は任意です。受給者証は、登録者証(難病患者であることの証明)を包含するものになります。		
3		就労支援で、現時点で想定されている場面について「活用先等の情報について(随時更新)」に		
		掲載しております。ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があ ります。		

4	具体的にどんなサービスが受けられるのか。	利用が想定される場面については、「活用先等の情報について(随時更新)」にリーフレットで 御案内しておりますので、そちらを御参照ください。
5	登録者証があれば、特定医療費(指定難病)受給者証はいらないのか。	登録者証はあくまで、「難病患者であること」を証明するものであり、医療費助成を受ける場合は、受給者証が必要です。
6	現在、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合、再度臨床調査個人票の提出 は必要か。	特定医療費(指定難病)受給者証を提示又は写しを添付(郵送の場合)すれば、不要です。
7	以前、特定医療費(指定難病)受給者証を持っていた場合、再度臨床調査個人票の提出 は必要か。	現在医療費助成を受けていない場合でも、以前の特定医療費(指定難病)受給者証を提示又は写しを添付(郵送の場合)すれば、不要です。
8	以前、特定医療費(指定難病)受給者証を持っていたが、現在その受給者証を紛失して おり写しを提出できない場合、臨床調査個人票の提出は必要か。	受付時にその旨をお申し出いただくか、申請書にその旨記載(郵送の場合)してください。難病法施行(平成27年1月1日)以降、受給者証が発行されていたことが確認できれば、不要です。
9	過去に医療費助成を申請し不認定となり、その後登録者証の発行を希望する場合、改めて登録者証発行の申請は必要か。	必要です。
10	いつまでに発行された臨床調査個人票が有効か。	難病法施行日(平成27年1月1日)以後に作成されたものであれば、有効期限はありません。
11	登録者証発行の対象疾患は。	医療医助成制度で国が指定する指定難病と同様です。(令和6年4月1日現在341疾病) ※香川県指定難病(突発性難聴・メニエール病・慢性腎不全)は対象外です。
12	登録者証発行の対象者は。	厚生労働省が定める指定難病の <u>診断基準</u> を満たす者です。
13	申請をした場合、有効期限の開始日はいつからになるか。	登録者証の交付決定をした日からになります。
14	有効期限はあるか。	ありません。(更新なし)